

全員協議会資料

(令和8年3月12日)

(協議案件)

- ② 厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画の
改訂について

総務課情報防災グループ

1 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

(1) 行動計画とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機に備え、国・都道府県・市町村それぞれにおいて、平時の準備や感染症発生時の対策の選択肢を示すもの。

- ・都道府県は、政府行動計画を踏まえ、都道府県行動計画を策定。
(特措法第7条第1項)
- ・市町村は、都道府県行動計画を踏まえ、市町村行動計画を策定。
(特措法第8条第1項)

【主な経過】

国		道		市町村	
H15～ 新型インフル(H5N1)が流行					
H17	H5N1対応の経験を踏まえ、政府行動計画を策定	H17	政府行動計画策定を踏まえ、道行動計画を策定	H18以降	任意で計画・マニュアルを策定
H21～ 新型インフル(H1N1)が流行					
H24	新型インフル特措法を制定	H24	特措法により、都道府県行動計画が法的に義務付け	H24	特措法により、市町村行動計画が法的に義務付け
H25	H1N1対応の経験を踏まえ、政府行動計画を改定	H25	政府行動計画改定を踏まえ、道行動計画を改定	H26以降	道行動計画改定を踏まえ、市町村行動計画を策定
R2～ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行					
R6.7	新型コロナ対応を踏まえ、政府行動計画を改定	R7.3	政府行動計画改定を踏まえ、道行動計画を改定	R7.4以降	道行動計画改定を踏まえ、市町村行動計画を改定

(2) 行動計画（特措法）の対象疾病

感染症法で定める感染症類型のうち、国民に重大な影響を与える恐れがある新たな感染症として、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を対象とし、「新型インフルエンザ等」と定義

感染症類型	性格	主な疾病
一類感染症	罹患した場合の危険性が極めて高い	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
二類感染症	罹患した場合の危険性が高い	結核、SARS、MERS 等
三類感染症	特定職種において集団発生の恐れ	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等
四類感染症	動物等を介して人に感染	狂犬病、マラリア、デング熱 等
五類感染症	危険度は低い、国民生活に影響	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 等
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、国民に重大な影響を与える恐れ	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(COVID-19除く)、再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	感染症法に位置づけられていない感染症について、1～3類感染症等と同等の危険性がある場合に、政令で指定(最長2年)	<過去例> SARS、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9) MERS、 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、危険性が極めて高く、国民に重大な影響を与える恐れがある場合に、政令で指定(最長2年)	<過去例> SARS

新型インフルエンザ等 : 行動計画（特措法）の対象となる「新型インフルエンザ等」

- (3) 市町村行動計画に記載すべき事項（特措法第8条第1項第2項）
- ① 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - ② 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ・ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ・ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ・ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - ③ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - ④ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - ⑤ そのほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- (4) 市町村行動計画改定のスケジュールと必要な手続き
- ① スケジュール
令和7年3月の北海道計画の改訂を受け、令和8年3月までの改訂が必要
 - ② 必要な手続き（必須項目）
 - ・ 学識経験者意見聴取（第8条7項）
 - ・ 議会への報告、公表（第8条6項）
 - ・ 都道府県知事への報告（第8条4項）

2 厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画改訂の概要

I. 推進方針

1. 背景（現状と課題）

- ・ 道行動計画の記載を参考に、市町村行動計画の目的・経緯、方針等を記載

II. 対策の方針

1. 基本的な考え方

- ・ 国や道の基本方針を参考に基本的な考え方・留意点等を記載

2. 基本的な戦略

- ・ 対策の目的や基本的な考え方を総論的に整理

3. 対策実施上の考え方

- ・ 中長期的な対応も想定し、3つの時期区分（準備期・初動期・対応期）を新たに設定の上、時期ごとに必要な対策を実施する旨を記載

対策実施上の時期区分		
準備期	初動期	対応期
国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知するまで	国内外における新型インフルエンザ等の発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

4. 対策項目

- ・対策の骨子を整理し、具体的には各論（Ⅲ．新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組み）で記載

1. 実施体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン
5. 保健
6. 物資
7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

Ⅲ．新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

※本改訂における新規項目 ‘ ’ コロナ経験を反映した総合型 ‘ ’ の計画へ

1. 実施体制
計画作成・人材育成・訓練実施、国・道・関係機関との連携強化、危機管理体制
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
国・道との連携、住民への感染予防周知、相談・連絡窓口の設置と運用、広報紙・ホームページ・防災無線・SNS等での情報提供。
3. まん延防止
感染対策の普及、関係機関との連携、国内まん延防止対策の準備、社会福祉施設への感染予防依頼、外出自粛・営業制限等の周知と要請、学校等への周知。
4. ワクチン
接種体制の構築（人員・会場・資材確保）、特定接種・住民接種の準備と実施、情報提供・共有、接種体制の拡充。
5. 保健
関係機関との連携体制構築、有事体制への移行協力
6. 物資
感染症対策物資等の備蓄
7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保
情報共有体制・支援実施の仕組み整備、食料品・生活必需品等の備蓄、要配慮者への生活支援準備、火葬機能維持・臨時遺体安置所確保、心身への影響に関する施策、教育・学びの継続支援、生活関連物資等の価格安定・供給確保、治安・消防機能維持、事業者支援、ライフライン機能維持

Ⅳ．危機管理物品の確保

備蓄目標数量を記載、品目の見直し

Ⅴ．組織及び事務分掌等

厚真町新型コロナウイルス感染症対策本部編制を元に修正